



CCSBT-CCWG3/1404/05

## Development of an Updated Three-Year Compliance Action Plan (2015 – 2017) 3年間の遵守行動計画（2015-2017）案の策定

### Introduction

はじめに

The CCSBT Compliance Plan supports the CCSBT Strategic Plan. It consists of five parts: CCSBT遵守計画は、CCSBT戦略計画を支持するものである。これは以下の5つのパートから構成されている。

- Goals and Strategies,  
ゴール及び戦略
- Compliance Principles,  
遵守に関する原則
- Roles and Responsibilities,  
役割及び責任
- Plan implementation and review, and  
計画の実施及びレビュー
- **Three -Year Action Plan** (Appendix).  
**3年間の行動計画**（別添）

The current Three-Year Action Plan specifically addresses areas of priority compliance risk, and covers the period 2012 to 2014.

現行の3年間の行動計画は、特に遵守リスクが高い分野に優先順位を置いて対応しており、2012年から2014年の期間を対象としている。

### Background and Purpose

背景及び目的

As part of the agreed workplan developed by the Eighth meeting of the Compliance Committee (CC8) in 2014, the Executive Secretary, in consultation with the CC Chair, was tasked with developing a draft updated 3 year Compliance Action Plan for the period 2015 – 2017.

2014年の第8回遵守委員会会合（CC8）により策定・合意された作業計画の中で、事務局長は、CC議長と相談し、2015-2017年の期間における3年間の遵守行動計画案を作成することとされた。

In accordance with this workplan, a draft updated Compliance Action Plan (including comments) was developed and is provided at **Attachment A** for Members' consideration. The current CCSBT Compliance Plan, including the Three-Year Action Plan for the period 2012 – 2014 inclusive is also provided (**Attachment B**) for reference purposes.

この作業計画に従ってメンバーの検討のために作成された遵守行動計画案（コメントを含む）は別紙Aのとおり。参考として、2012-2014年の期間における3年間の行動計画を含む現行のCCSBT遵守計画を別紙Bのとおり示す。

Note that throughout Attachments A and B, references to Members include Cooperating Non-Members of the Extended Commission (CNMs), and any references to the Commission include the Extended Commission (EC).

別紙 A 及び B の全体を通して、メンバーという文言には拡大委員会の協力的非加盟国 (CNMs) が含まれ、委員会という文言には拡大委員会 (EC) が含まれることに留意されたい。

It is envisaged that following CCWG3, an updated draft of this Action Plan will be developed for submission to CC9. Depending upon available timeframes, it may also be possible to incorporate relevant compliance issues raised by the CCSBT performance review panel's report (2014) into this draft.

CCWG3 後、この行動計画案の更新版が作成され、CC9 に対して提出されることとなる。スケジュール上可能であるかどうか次第であるが、この案の中に、CCSBT パフォーマンスレビューパネルの報告書 (2014) によって提起された関連する遵守上の課題が含まれる可能性もある。

## 別添 1.3 年間の行動計画（2015-2017）案

この別添は、遵守行動計画案の各ゴール及び戦略に基づく 2015－2017 年の 3 年間の行動を定めるものである。

ゴール 8－監視、管理及び取締り							状況	追加コメント	
統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する									
CCSBT 戦略計画 戦略No.	遵守計画 戦略No.		優先行動	2015	2016	2017			
8.1 (i)	8.1 合意されたMCS措置を実行する	8.1.1	以下を作成・管理する。						
			a)合意済みの保存管理措置のリスト					前計画より継続、更新	
			b)策定済みの最低履行要件（MPRs）、特に所定の報告措置					前計画より継続、更新	
			c)メンバーが義務及び合意されたMPRsに対する履行状況を報告するための関連する統一的な国別報告テンプレート					前計画より継続、更新	
			8.1.2	必要に応じて追加的な最低履行要件を策定及び採択する。					
				a)転載					前計画より継続
				b)許可措置－2.1 許可畜養場記録、2.2 許可船舶記録、2.3 許可運搬船記録					新規
				c)MCS措置－CCSBT IUU船舶リスト					新規
				d)MCS措置－寄港国措置					新規
				e)科学的措置－4.1 科学オブザーバー計画規範					新規
			f)ERS関連措置－5.2 ERSに関する勧告					新規	
			g)MCS措置－3.2 VMS					新規	
		8.1.3	履行報告制度を実施する（事務局による措置の遵守及びCCSBT措置の運用に関する報告）。これには、メンバーからの履行報告書の検討が含まれる。					前計画より継続、更新	

ゴール8－監視、管理及び取締り							状況	追加コメント
統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する								
CCSBT 戦略計画 戦略No.	遵守計画 戦略No.		優先行動	2015	2016	2017		
8.1 (ii)	8.2 MCS戦略を策 定し実行する	8.2.1	メンバー及び遵守委員会による遵守/MCSの計画及び優先順位付けと一貫性のある協調的な手法を促進するため、極めて遵守リスクの高い分野を特定する。				過去3年間に計画／行動なし。今次計画に持ち越し、更新	
		8.2.2	措置及び義務をレビュー及び合理化し、不必要な遵守上の費用を削減する。 (事項8.2.1、8.3.1及び8.3.3に記載された作業はフォロー及び/又は遵守しなければならない)				過去3年間に計画はなかったものの、2013年に一部作業は進捗。今次計画に持ち越し	
		8.2.3	全てのCCSBTの遵守に関する決議、決定及び勧告をレビューし、陳腐化した/失効しているものを特定する。特定された全ての問題（例えば遵守行動計画決議及びいくつかの報告義務）を是正する適切な行動をとる。				新規	

ゴール8－監視、管理及び取締り 統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する							状況	追加コメント
CCSBT 戦略計画 戦略No.	遵守計画 戦略No.	優先行動	2015	2016	2017			
8.1 (iii)	8.3 遵守を強化する(MCS制度及び業務)	8.3.1	以下に関する費用及び便益を調査する。					
			a)メンバー及びRFMOにおけるVMSの合理化	この分野でメンバーは何らかの作業が必要になるか？			過去3年間に計画/行動なし。今次計画に持ち越したものの、保留中	
			b)伝統的な人によるオブザーバー計画の代替としての電子的観察技術の利用				新規	
			c)CCSBTの漁獲証明制度（CDS）、VMS、オブザーバー及び転載措置に基づいて提出されるデータ/情報の収集及び管理の効率をより完全に、及び/又は改善するための制度/プロセス（特に、可能な限り情報源に近いデータ/情報を一度に収集できるものに焦点）の導入				新規	
			8.3.2	合意された漁業部門ごと（例えば商業的（EEZはえ縄、公海はえ縄、まき網、その他）、非商業的（沿岸零細、遊漁、その他））の漁獲量モニタリングにかかる最低要件を策定し導入する。				新規
		8.3.3	a)以下の検討を含め、CCSBTのCDSにかかる独立的なパフォーマンスレビューを実施する。  i)将来的な電子CDS（eCDS）と関連付けも踏まえた、SBT及び/又はSBT商品の箱への標識付けにおける無線自動識別（RFID）タグ及びその他電子的タグ技術等の利用にかかる費用対効果  ii)CCSBTの許可漁船又は運搬船上にどれくらいのSBTがあるのか等を随時詳述する電子在庫システムの開発及び導入といった強化策				新規	

ゴール8－監視、管理及び取締り							状況	追加コメント
統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する								
CCSBT 戦略計画 戦略No.	遵守計画 戦略No.		優先行動	2015	2016	2017		
8.1 (iii) 続き	8.3 遵守を強化す る(MCS制度及 び業務)	8.3.3 続き	b)CCSBTのCDSレビューの結果/勧告を踏まえ、他のRFMOとのCDS制度の合理化及び水揚げ検査の有効性の改善等に関する取組にかかるゴールを考慮に入れて、将来に向けて既存のCCSBTのCDSをどのように進め、改善するのが最良であるかにかかる提案を作成する。				過去3年間に計画/行動なし。今次計画に持ち越し、更新	
		8.3.4	CCSBT寄港国措置を完成し導入する。				前計画から持ち越し、更新	
		8.3.5	メンバーが自国船舶の履行状況及び全てのIUU漁業をより適切に監視し、また非遵守を調査することができるようにするため、他の地域漁業管理機関（RFMOs）及び国際的なネットワーク（国際的な監視、管理及び取締りネットワーク等）との関係を維持及び強化する。				前計画から継続、更新	2013年12月、CCSBTはI-MCSネットワークに参加
		8.3.6	転載決議の全ての修正を踏まえ、IOTC及びICCATとの既存のMOUをレビューする。				新規	

ゴール8－監視、管理及び取締り							状況	追加コメント
統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する								
CCSBT 戦略計画 戦略No.	遵守計画 戦略No.		優先行動	2015	2016	2017		
8.I (iv)	8.4 SBT市場の拡大を監視する	8.4.1	SBTの新市場に関する定期的なモニタリング（SBT貿易データのレビューを含む）				前計画から継続、更新	元の8.4.1と8.4.2を統合し、新たな8.4.1とした
		8.4.2	SBTのIUU漁業に関する組織的な監視及び取締り体制を調査・構築し、可能であれば導入する。				前計画から継続、更新	
8.I (v)	8.5 遵守に関するデータを共有する	8.5.1	船舶の位置及び漁獲量及び漁獲努力量に関する情報のほぼリアルタイムでの共有を含め、メンバーと寄港国が共有するための標準化されたMCS情報を決定する。	遵守政策ガイドライン4「情報収集及び共有政策」において、この分野に関するハイレベルなガイドラインが既にいくつか提示されている			過去3年間に計画／行動なし。 今次計画に持ち越し	
8.I (vi)	8.6 事務局によるMCS業務	8.6.1	MCSデータを分析し傾向を報告する（毎年）。また、提出されたデータに基づき、MCS措置の有効性にかかる評価を報告する。				前計画から継続、更新	元の8.6.1と8.6.2を統合し、新たな8.6.1とした
		8.6.2	全ての転載オブザーバーがCCSBTの義務についての訓練を受けていることを確保する（SBTがある場合）。				過去3年間に特段の計画／行動なし。今次計画に持ち越し、更新	オブザーバーはCCSBT独自の措置に関するトレーニングを修了済み
		8.6.3	公開されている市場データの傾向分析を行う。				過去3年間に計画／行動なし。 今次計画に持ち越し	
	8.7 調査及び開発	8.7.1	メンバーから提供される、オブザーバー、証明者及び確認者がSBT（特に一次処理されたもの）を同定するのを支援するための新技術及び設備に関する調査及び開発の状況を定期的に報告する。				前計画から継続	

<b>ゴール9－メンバーの義務</b> 全てのメンバーは、CCSBTの規則を遵守する。							状況	追加コメント
CCSBT 戦略計画 戦略No.	遵守計画 戦略No.		優先行動	2015	2016	2017		
9.1 (i)	9.1 メンバーの制度及びプロセスを監査する	9.1.1	3-4年ごとに各メンバーに対して定期的な品質保証レビュー（QARs）を実施するための総合プログラムを策定し導入する（例えば、各年ごとに合計2件のQARを実施）。また、リスク評価による助言に基づき、対象を絞った特別なQARを実施する。				新規	
		9.1.2	監査報告書を受領し、監査結果を検討し、メンバーとともに、QAR勧告がなされているかどうかを確認するためのフォローアップを行う。				前計画から継続、更新	
9.1 (ii)	9.2 是正措置及び改善	9.2.1	非遵守の疑義の調査に関するプロセスを策定し、必要に応じて調査を実施する	このゴールは、遵守政策ガイドライン3：是正措置政策のセクション4により十分カバーされているものと見なすか？			過去3年間に計画／行動なし。今次計画に持ち越し、更新	元の9.2.1と9.2.2を統合し、新たな9.2.1とした
		9.2.2	是正措置政策をレビューし、強化する。また、将来の国別配分量の調整や対象を絞った遵守レビューのような、遵守のパフォーマンスにリンクした特別な行動を含めるかどうかを検討する。	この分野については、遵守政策ガイドライン3のセクション5においていくらかの指針が提示されている。			新規	



<b>ゴール10：途上国支援</b> 途上国のメンバー及び協力的非加盟国は、委員会の管理措置及びその他の要件を遵守することができる。							状況	追加コメント
CCSBT 戦略計画 戦略No.	遵守計画 戦略No.		優先行動	2015	2016	2017		
10.1 (i)	10.1 遵守支援	10.1.1	インドネシアに最良の支援が行われるよう、支援の対象となる分野の特定にQARの結果を利用する。その後、特定された分野において、MCS上の支援を提供する。				前計画から継続、更新	
		10.1.2	MCS制度のベストプラクティスの特定及び共有を継続する。				前計画から継続	
<b>ゴール11：CCSBTへの参加</b> 寄港国及び市場国がCCSBTの目的及び管理取決めに協力するよう要請する。							状況	追加コメント
CCSBT 戦略計画 戦略No.	遵守計画 戦略No.		優先行動	2015	2016	2017		
11.2	11.1 包括的な協力	11.1.1	協力要請を行う必要がある非メンバーである寄港国及び市場国を特定する。				前計画から継続、更新	
		11.1.2	当該国を委員会に通報する。				前計画から継続	

## 別添 1. 3年間の行動計画（2012-2014年）

この別添は、各ゴール及び戦略に基づく今後3年間の行動を定めている。青字の番号は、CCSBT戦略計画中の戦略において使用されている番号である。

2010年10月の拡大委員会（EC）は、遵守委員会は同委員会がリスク評価に基づいて特定する具体的な遵守に関するリスクの管理を特に重視すべきことに合意した。具体的な遵守に関するリスクは、以下のとおり。

- 物理的な確認及び適切な検証を重視したCDSの効果的な実施。
- 転載監視計画の改善。これには、オブザーバー配乗要求を伴うSBTの転載に関する事前通報、及びSBTの申告がない場合においてもSBTの転載を発見することができるよう全てのオブザーバーを訓練することが含まれる。
- 他の種（SBT以外）として水揚げされるSBT。
- SBT市場の拡大。
- 蓄養部門における漁獲量の監視。
- 混獲量及び投棄量が国別配分に含まれた形で報告されていないこと。
- 寄港国に情報提供するためのより良いシステム。これにより、寄港国が改善された方法によってSBTに関する活動を監視するのを支援する。

2011年8月におけるメンバーからのフィードバックに基づき、具体的な遵守に関するリスクが優先付けされた。最初の期間（2012年から2014年まで）において、この行動計画は、以下の優先事項に焦点を合わせる。

- 国別配分の遵守
- CDSの実施
- IUU漁業
- 洋上転載

現在の優先事項に直接関連しない行動は、この期間における活動として表記していない。

ゴール8 - 監視、管理及び取締り				
統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうよう稼動する				
戦略	優先行動	2012年	2013年	2014年
<b>8.1 合意されたMCS措置 を実行する</b>  <b>8.1 (i)</b>	8.1.1 合意済みの保存管理措置のリストを作成・管理する。			
	8.1.2 最低履行要件を策定及び採択する。 - 国別配分の遵守 - CDS の実施 - 転載			
	8.1.3 メンバーが義務及び最低履行要件の履行について報告するための修正しかつ統一したテンプレートを作成する。			
	8.1.4 履行報告制度を実施する。これには、メンバーからの履行報告書及び事務局からの差異報告書の検討が含まれる。			
<b>8.2 MCS 戦略を策定し実施 する</b>  <b>8.1 (ii)</b>	8.2.1 遵守に関するリスク評価の枠組を策定し、メンバー及び遵守委員会による遵守/MCS 計画策定及び優先付けのための、一貫性がありかつ協調的な取組を推進する。			
	8.2.2 措置及び義務をレビュー及び合理化し、不必要な遵守上の費用を削減する。			

<p>8.3 遵守を強化する (MCS 制度及び業務)</p> <p>8.1 (iii)</p>	8.3.1 他の RFMO との共通 IUU 船舶リストに関して、以下に掲げる事項の費用及び便益を調査する。			
	- メンバー及び RFMO における VMS の合理化			
	- RFMO における共通の船舶登録の共有			
	- 他の RFMO との CDS 合理化			
	8.3.2 寄港国の義務の効果的な実施方法を評価する。			
8.3.3 既存の二国間協定及び国際的なネットワーク（国際的な監視、管理、取締りネットワーク等）を土台として、メンバーが自国船舶の履行状況及び全ての IUU 漁業をより適切に監視し、また非遵守の調査を行うことができるようにする。				
<p>8.4 市場の拡大を監視する</p> <p>8.1 (iv)</p>	8.4.1 新興 SBT 市場を対象とした組織的な監視体制を導入する。			
	8.4.2 SBT 貿易データをレビューする。			
	8.4.3 IUU SBT 漁業を対象とした組織的な監視及び取締り体制を導入する。			
<p>8.5 遵守に関するデータ共有する</p> <p>8.1 (v)</p>	8.5.1 メンバー及び寄港国と標準化された MCS 情報を共有することを決定する。			
<p>8.6 事務局による MCS 業務</p> <p>8.1 (vi)</p>	8.6.1 MCS データを分析し、傾向を報告する（毎年）。			
	8.6.2 提出されたデータに基づき MCS 措置の有効性を評価する。			
	8.6.3 全ての転載オブザーバーが CCSBT の義務についての訓練を受けていることを確保する（SBT がある場合）。			
	8.6.4 公開されている市場データの傾向分析を行う。			
<p>8.7 調査及び開発</p>	8.7.1 オブザーバー、証明者、確認者が SBT（特に 1 次処理されたもの）を同定するのを支援するための新技術及び設備に関する調査及び開発を行う。			

ゴール9—メンバーの義務 全てのメンバーは、CCSBTの規則を遵守する。				
戦略	優先行動	2012年	2013年	2014年
9.1 メンバーの制度及びプロセスを監査する <b>9.1 (i)</b>	9.1.1 CCSBTの予算において支出が認められることを条件として、CCSBT監査員を任命し自主的な監査を試行する。			
	9.1.2 試験的監査を完了する。			
	9.1.3 監査報告を受け、結果を分析し、そして適切な措置を講じる。			
9.2 是正措置及び改善 <b>9.1 (ii)</b>	9.2.1 疑われる非遵守を調査するための手続きを策定する。			
	9.2.2 必要に応じて疑惑を調査する。			

ゴール10: 途上国支援 途上国のメンバー及び協力的非加盟国は、委員会の管理措置及びその他の要件を遵守することができる。				
戦略	優先行動	2012年	2013年	2014年
10.1 遵守支援 <b>10.1 (i)</b>	10.1.1 インドネシアに対してMCS支援計画を提供する。			
	10.1.2 MCS制度に関するベストプラクティスの特定・共有を継続する。			

ゴール11: CCSBTへの参加 寄港国及び市場国がCCSBTの目的及び管理取決めに協力するよう要請する。				
戦略	優先行動	2012年	2013年	2014年
11.1 包括的な協力	11.1.1 協力要請を行う必要がある非メンバーである寄港国及び市場国を特定する。			

11.2	11.1.2 当該国を委員会に通報する。			
------	----------------------	--	--	--